

議案第23号

北名古屋市道路占用料条例の一部改正について

北名古屋市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、道路法等の一部を改正する法律が施行され、道路占用料を徴収する国の行う事業がなくなったことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市道路占用料条例の一部を改正する条例

北名古屋市道路占用料条例（平成18年北名古屋市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「法第35条に規定する事業（令第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。